



草津市の新しい介護予防・  
日常生活支援総合事業（案）について

---

草津市

---

## 目次

草津市の総合事業の方針等について	……3
1. 趣旨	……4
2. 草津市の総合事業実施の背景	……4
3. 草津市における総合事業の基本方針	……5
4. 草津市の総合事業の構成	……6
5. 対象者	……8
6. 総合事業移行後のサービス利用の流れ	……8
<hr/>	
草津市の介護予防・生活支援サービスの 類型・基準について	……11
7. サービスの類型	
①訪問型サービス	……12
②通所型サービス	……13
8. サービスの人員・設備基準	
①訪問型サービス	……14
②通所型サービス	……15
<hr/>	
草津市の総合事業実施に向けた スケジュール	……17
<hr/>	
(参考)基本チェックリストについて	……18
(参考)介護予防ケアマネジメントについて	……19
<hr/>	

# 草津市の 総合事業の方針等について

## 1. 趣旨

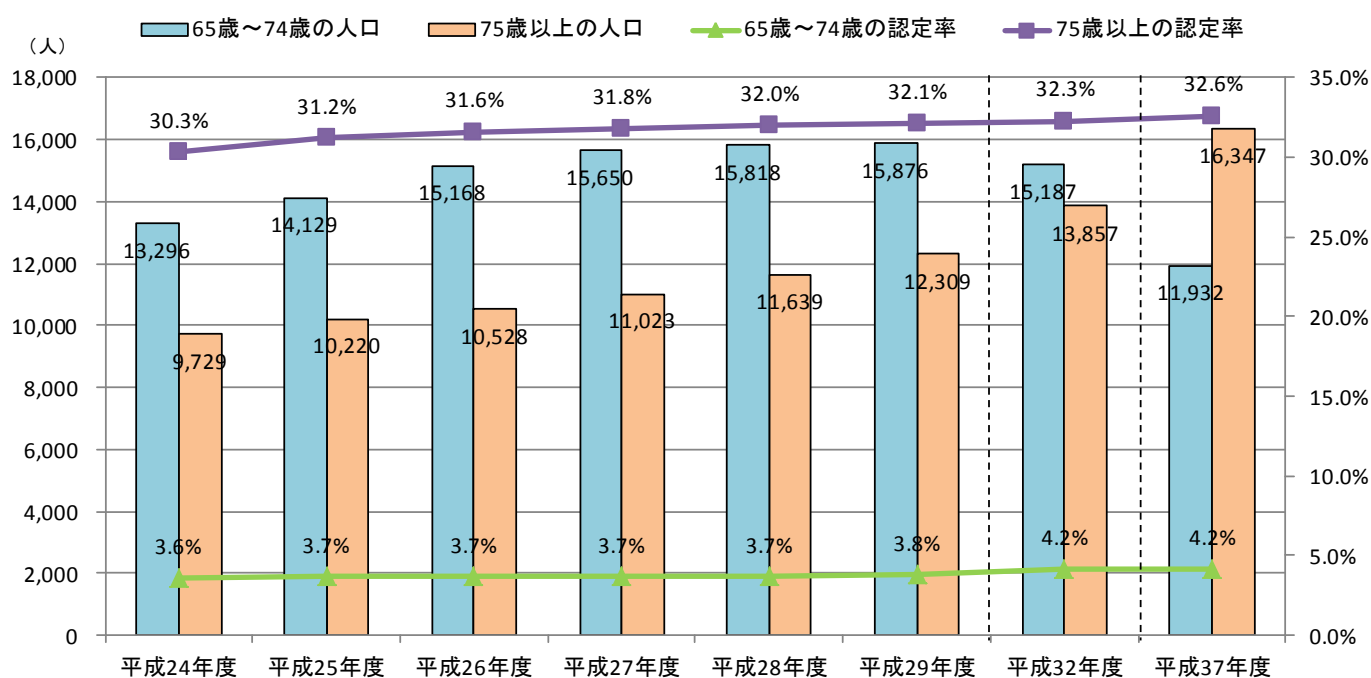
平成26年度の介護保険制度の改正に伴い、すべての市町村は、平成29年4月までに、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）」を実施することとなりました。

本市では平成29年4月から総合事業を実施するにあたり、草津市の特性や課題をふまえて、事業実施の考え方や、サービスメニュー、基準等を取りまとめた、事業実施内容（案）を作成しました。

## 2. 草津市の総合事業実施の背景

全国的に高齢化率が25%を超え、超高齢社会を迎える日本の中で、草津市の高齢化率は今後10年間においても21%前後で推移すると見込まれ、国・県と比較しても比較的若い街と言えます。一方で、介護等のリスクが高まる75歳以上の人口を見ますと、平成27年から平成37年の10年間で1.5倍と急増が見込まれており、平成37年では、現在と高齢化率はさほど変わらなくても、支援を必要とする高齢者の数が増えることが予想されます。人口全体の中で支援を必要とする高齢者の比率が大きくなると、サービスを提供する従事者が不足してくることが予想されることから、今後、支援が必要な高齢者がさらに増えても、高齢者が住み慣れた草津のまちで暮らし続けられるよう、新たなしくみづくりに今のうちから取り組まなければなりません。上昇し続ける介護保険料を抑制しつつ、将来的に不足が見込まれる介護サービスの担い手を確保し、高齢者の生活を支える体制を持続可能なものとしていく必要があります。

高齢者人口と要介護認定率の推移



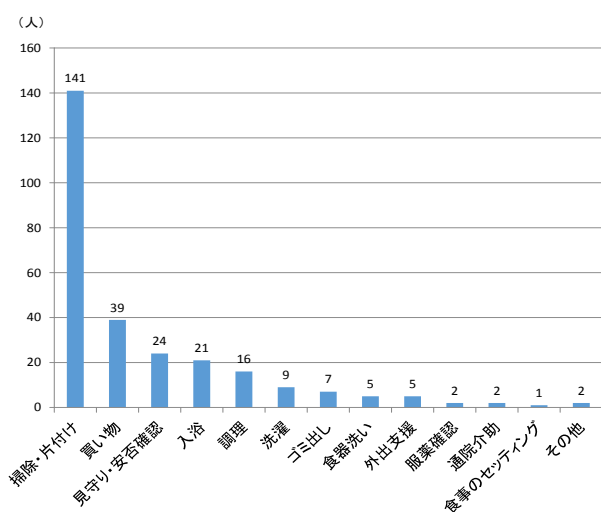
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口(人)	125,611	126,853	128,603	130,045	131,459	132,838	134,707	132,437
高齢化率	18.3%	19.2%	20.0%	20.5%	20.9%	21.2%	21.6%	21.4%
75歳以上の比率	7.7%	8.1%	8.2%	8.5%	8.9%	9.3%	10.3%	12.3%

この新しい総合事業は、これまで全国一律の基準に基づき介護予防給付として提供されてきた訪問介護及び通所介護を市町村事業として実施し、多様な生活支援ニーズに応えるサービスを総合的に提供できる仕組みを構築するものです。

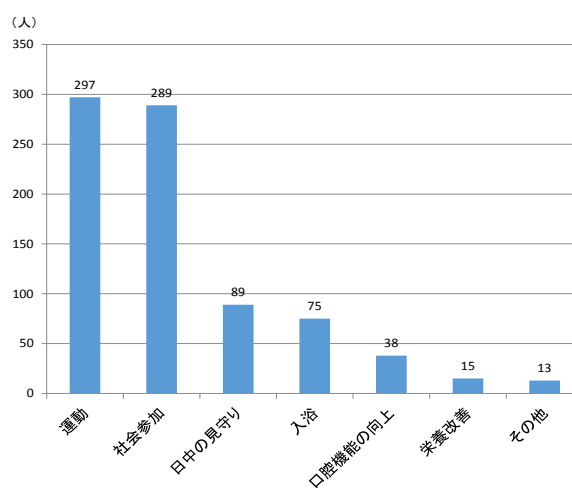
高齢者の多くは、資格を有する者でなくても提供ができる掃除や洗濯、買い物など日常生活上の支援を必要とされています。このことから、総合事業では、従来の介護サービス事業所だけでなく、民間企業やNPO法人、住民ボランティア等の多様な主体によるサービスや支援活動を充実することにより、専門的な職員だけでなく、より多くの支援者で高齢者の暮らしをお手伝いする地域支えあいの体制づくりを推進し、支援を必要とする人等に対する効果的・効率的な支援を目指します。

また、高齢者自身が、介護が必要となる時期をできるだけ遅らせることにより、住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防の取組みを充実・強化します。

### 訪問介護の利用内容の内訳



### 通所介護の利用目的の内訳



平成27年7月1日現在で訪問介護または通所介護を利用している要支援者のサービスの内容・目的（複数回答）（ケアマネジャー対象アンケートより）

## 3. 草津市における総合事業の基本方針

本市の総合事業では、平成27年3月に策定しました草津あんしんいきいきプラン第6期計画の「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き安心して暮らすことのできるまちづくり」の基本理念のもと、事業実施に伴い次の項目を基本方針とします。

### 草津市の総合事業実施の基本方針

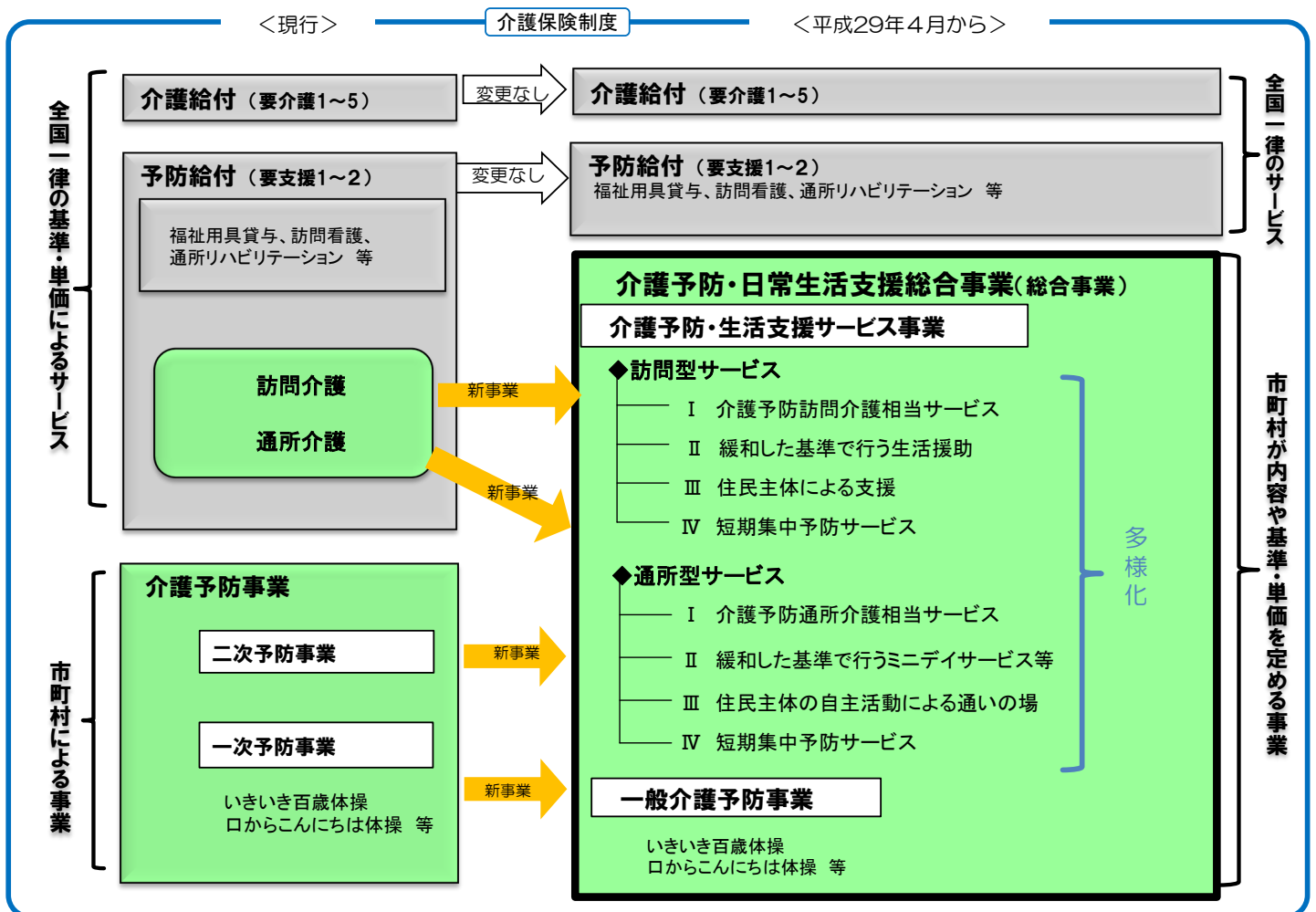
- ① 多様なサービスや支援活動等を提供するための基盤整備
- ② 対象者が要介護・要支援認定に至らないよう予防と自立を促進する支援の充実
- ③ 地域における柔軟な支え合い活動と社会参加を促すまちづくりの促進

## 4. 草津市の総合事業の構成

平成29年4月から始まる総合事業では、これまで全国一律の基準等により提供していました要支援1・2の人を対象とした介護予防給付のうち「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」のサービス、および市の事業として実施してきました「介護予防事業（いきいき百歳体操など）」を、総合事業という新しい枠組みに移行し、市が独自に内容や基準、単価などを定めることができるようになります。

介護予防・生活支援サービス事業では、「訪問型サービス」および「通所型サービス」のそれぞれについて、「現行の基準に相当するサービス」、「現行の基準を緩和したサービス」、「住民主体による支援や活動」、「短期集中予防サービス」の4つのサービス類型を展開し、メニューを多様化します。また、一般介護予防事業では、これまでから取り組んできました「いきいき百歳体操」や「口からこんにちは体操」などの「介護予防事業」の取り組みをさらに充実・強化します。

### 草津市の従来の介護保険制度の構成と、総合事業移行後の構成



H29.4以降は  
こうなります

・要支援の方に対するサービスのうち、訪問介護と通所介護が総合事業に移行します。  
(要介護の方に対するサービスや、訪問介護・通所介護以外のサービスは変更ありません)

・総合事業では、市がメニューや基準、単価を設定する独自事業として、訪問型サービス・通所型サービスを実施し、メニューが多様化します。

・総合事業では、利用者の身体の状態などに応じて多様なサービスメニューから必要なサービスを選ぶことができます。

・総合事業では、「介護予防訪問介護相当サービス」や「介護予防通所介護相当サービス」というメニューを設けており、これまでどおり専門職による支援が必要な人は、現行と同様のサービスを受けることができます。

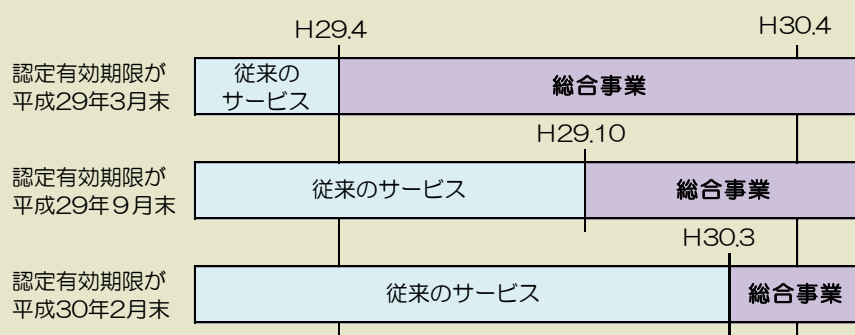
## 5. 対象者

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

○要支援認定者

○基本チェックリスト（→P. 18）により事業対象者と判定された65歳以上の方

★平成29年3月31日までに要支援と認定されている場合は、平成29年3月31日以降の認定の有効期限が切れた時点で総合事業に移行します。それまでは、従来の介護予防給付のサービスを利用できます。



### (2) 一般介護予防事業

○65歳以上の方

## 6. 総合事業移行後のサービス利用の流れ

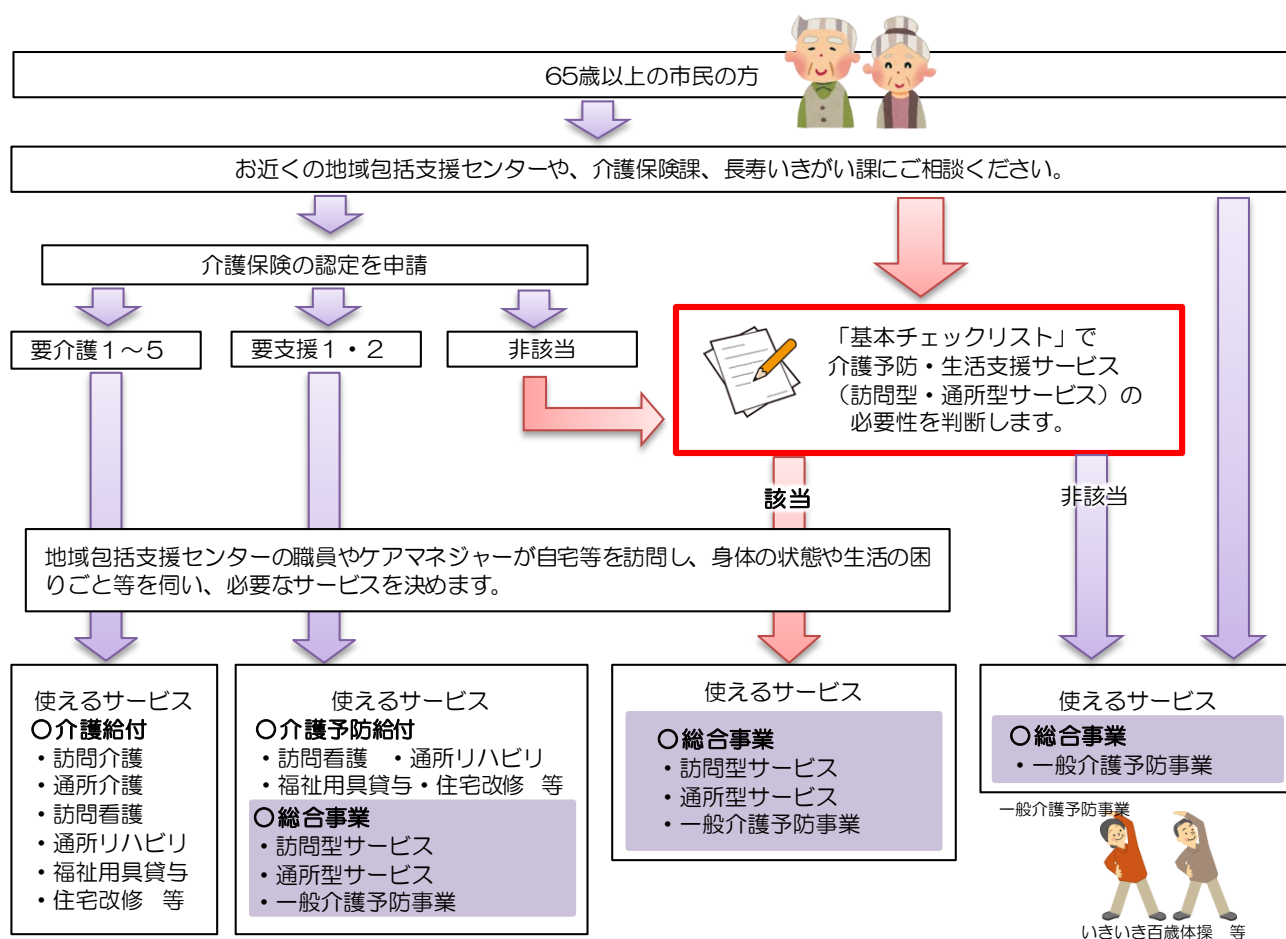
総合事業移行後のサービス利用の流れは、次の図のとおりです。

平成29年4月以降は、総合事業のサービス（介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス・通所型サービスや一般介護予防事業）のみの利用を希望される方は、「基本チェックリスト（P. 18）」に回答し、総合事業対象者と判定されると、介護認定を受けなくてもサービスを利用できるようになります。（矢印の赤い部分）

サービスの利用にあたっては、介護給付や介護予防給付と同様に、ご本人の意向とお身体の状態などを踏まえながら、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが作成する「介護予防ケアマネジメント（P. 19）」に基づき、必要なサービス内容が決定されます。



## 総合事業のサービス利用の流れフロー



※65歳未満の2号被保険者の方は、総合事業のサービスのみ利用される場合でも要支援認定が必要になります。

H29.4以降は  
こうなります

・「基本チェックリスト」に回答し、総合事業対象者と判定されることで、介護認定を受けなくても、総合事業の訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業が利用できます。

・訪問看護や福祉用具貸与など、総合事業のサービス以外のサービスの利用を希望される場合は、要支援(要介護)認定が必要です。

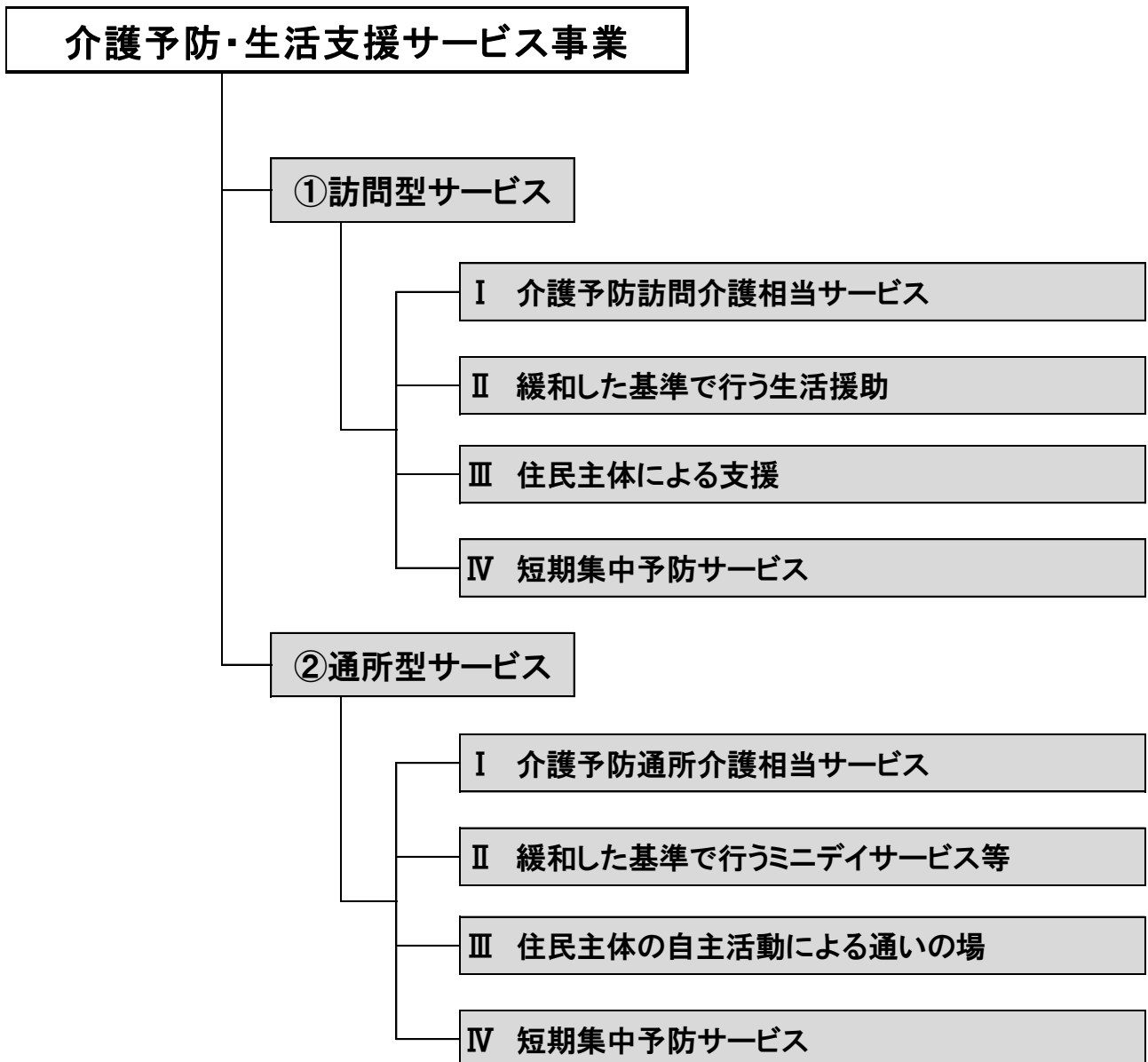
要支援1・2の方は、介護予防給付と総合事業の両方を利用できます。

要介護1~5の方は、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスは利用できません。

・総合事業の訪問型サービス、通所型サービスの利用には、介護給付や介護予防給付と同様に「介護予防ケアマネジメント」が必要になります。



# 草津市の 介護予防・生活支援サービスの 類型・基準について



## 7. サービスの類型

## ① 訪問型サービス

	I 介護予防訪問介護 相当サービス	II 緩和した基準で 行う生活援助	III 住民主体による支援	IV 短期集中予防サービス
サービス内容	介護予防訪問介護と同様のサービス内容（身体介護と生活援助）	訪問介護で認められている範囲の生活援助	訪問介護で認められている範囲の生活援助（掃除のみ等） 住民主体の自主活動（助け合い）として提供される多様な支援	専門職による訪問指導 訪問・通所一体型の支援
主たるサービス提供者	訪問介護員等の専門職	訪問介護員等の専門職、一定の研修受講修了者など	一定の研修受講修了者 住民ボランティア	市職員（保健師などの専門職） 理学療法士・作業療法士など専門職
対象者	・身体介護が必要な人 ・認知機能の低下などにより日常生活に支障がある症状・行動のある人 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援にむけた専門的サービスが特に必要な人	Iの相当サービスの対象者に該当しない人で生活援助が必要な人	Iの相当サービスの対象者に該当しない人のうち、状態の軽い人で生活援助が必要な人	介護予防の必要性の高い高齢者 特に虚弱な高齢者
利用回数	週1回または週2回	週1回	週1回	対象者の身体状況による 3回/3か月
利用者負担	サービス利用回数に応じた利用料の1割負担 ※一定所得以上の方は2割負担	利用料の1割負担 ※一定所得以上の方は2割負担	<検討中> ※平成28年度モデル事業の負担額 200円/回	<検討中> ※平成28年度モデル事業の負担額 (無料)
想定される実施事業所	訪問介護事業所、 その他介護サービス事業所	訪問介護事業所、 その他介護サービス事業所、民間事業所	シルバー人材センター、NPO法人など	市 委託先 事業所

## ② 通所型サービス

	I 介護予防通所介護相当サービス	II 緩和した基準で行うミニデイサービス等	III 住民主体の自主活動による通いの場	IV 短期集中予防サービス
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス内容	ミニデイサービス、運動、レクリエーション など	サロン、運動教室、会食 など	機能改善・機能向上のプログラム ・からだらしく教室 ・歯あわせ教室 体力づくり等の教室
主たるサービス提供者	介護福祉士等の専門職	介護職員	住民ボランティア	理学療法士・作業療法士など専門職
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護が必要な人</li> <li>・認知機能の低下などにより日常生活に支障がある症状・行動のある人</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援にむけた専門的サービスが特に必要な人</li> </ul>	Iの相当サービスの対象者に該当しない人で、専門的な見守りは必要とせず、地域の通いの場に通うことができる人	Iの相当サービスの対象者に該当しない人で、専門的な見守りは必要とせず、地域の通いの場に通うことができる人	一定期間機能訓練に取り組むことで自主的な予防活動が期待できる人で、日常生活に支障があり、その課題を解決するための訪問支援と個別プログラムが必要な人など
利用回数	週1回または週2回	週1回 半日または全日	実施団体による	週1回を3か月間
利用者負担	サービス利用回数に依じた利用料の1割負担 ※一定所得以上の方は2割負担	利用料の1割負担 ※一定所得以上の方は2割負担	実施団体による	<検討中> ※平成28年度モデル事業の負担額（無料）
想定される実施事業所	通所介護事業所、その他介護サービス事業所	通所介護事業所、その他介護サービス事業所、民間事業所	ボランティア団体、自治会等の地域団体など	二次予防事業委託事業所や運動機能訓練を行っている通所介護事業所

## 8. サービスの人員・設備基準

## ① 訪問型サービス

	I 介護予防訪問介護相当サービス	II 緩和した基準で行う生活援助	III 住民主体の支援
想定される実施事業所	訪問介護事業所、その他介護サービス事業所 ※国保連への請求が可能であることが条件	訪問介護事業所、その他介護サービス事業所、民間事業所 ※国保連への請求が可能であることが条件	シルバー人材センター、NPO法人など
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 常勤・専従1以上</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上</li> <li>(資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者)</li> <li>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上</li> <li>※一部非常勤職員も可能</li> <li>(資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 常勤・専従1以上</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</li> <li>・従事者 必要数</li> <li>(資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修修了者または一定の研修受講者)</li> <li>・訪問事業責任者 従業者のうち必要数</li> <li>(資格要件：従事者に同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数 (資格要件：一定の研修受講者)</li> </ul>
	設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 事業の実施に必要な設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 事業の実施に必要な設備・備品
実施方法	事業所指定		委託

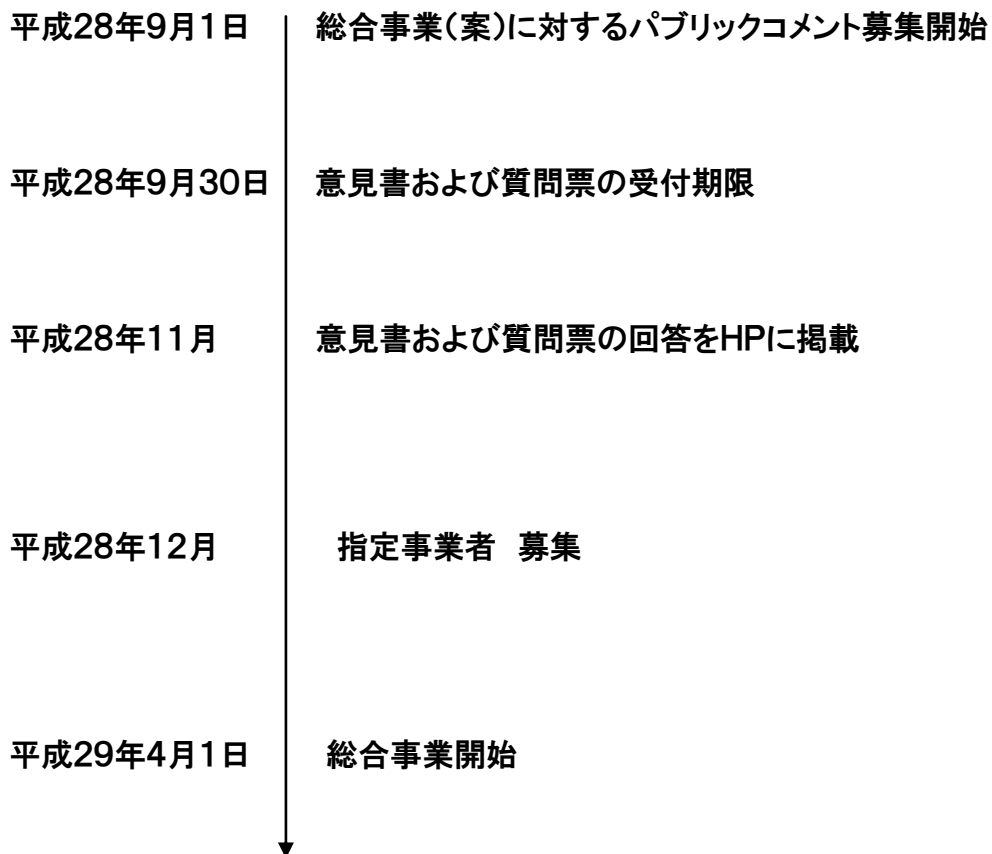
② 通所型サービス

サービス種別	I 介護予防通所介護相当サービス	II 緩和した基準で行うミニデイサービス等	IV 短期集中予防サービス (通所・訪問一体型サービス)
想定される実施事業所	通所介護事業所、その他介護サービス事業所 ※国保連への請求が可能であることが条件	通所介護事業所、その他介護サービス事業所、民間事業所 ※国保連への請求が可能であることが条件	二次予防事業受託事業者や運動機能訓練を行っている通所介護事業所
基準	<p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者 常勤・専従1以上</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</li> <li>生活相談員 専従1以上</li> <li>看護職員 専従1以上</li> <li>介護職員</li> <li>利用者1名から15名まで 専従1人以上</li> <li>利用者16名以上 利用者1人に専従0.2以上(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>機能訓練指導員 1以上</li> </ul>	<p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者 常勤・専従1</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</li> <li>利用者1名から15名まで 1人以上</li> <li>利用者16名以上 必要数</li> </ul>	<p>従事者</p> <p>通所：看護職員、運動指導員、運動補助員 常時1以上 歯科衛生士、管理栄養士 必要時1以上 リハビリテーション専門職 1以上</p> <p>訪問：リハビリテーション専門職 常時1以上</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上)</li> <li>静養室・相談室・事務室</li> <li>消火設備その他非常災害に必要な設備</li> <li>必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上)</li> <li>必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上)</li> <li>事業の実施に必要な設備・備品</li> </ul>
実施方法	事業所指定		
委託			





# 草津市の総合事業実施に向けたスケジュール



## (参考)基本チェックリストについて

## 基本チェックリスト

分類	No	質問項目	回答 (いずれかに○を お付けください)	
次の1～5の項目は生活機能について調べます。				
	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
	2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
次の6～10の項目は運動器の機能の状態について調べます。				
	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
	8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
次の11・12項目は栄養がとれているかについて調べます。				
	11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
	12	身長           cm           体重           kg BMI (注)が18.5未満ですか	1. はい	0. いいえ
次の13～15の項目はお口の働きの状態について調べます。				
	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
	15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
次の16・17の項目は閉じこもり気味かどうかについて調べます。				
	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
次の18～20の項目は認知症の可能性が無いかについて調べます。				
	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
次の21～25の項目はうつの可能性がないかについて調べます。				
	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

基本チェックリストとは、運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知機能、うつなどの生活状況についての25項目の簡易な質問票で、この基本チェックリストにより日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

ピンク色の回答に○がついた数が下の基準に該当する方は、総合事業の対象者となります。

この基本チェックリストは、介護認定を受けなくても、総合事業のサービスを利用できるよう、本人の状態を確認する手法として用いるものであり、また、回答でピンク色の項目が多いほど、その分野での心配が多いと考えられることから、高齢者自身が今の自分の状態を知るために活用できるものでもあります。

セルフチェックの結果、気になる方はお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

#### ○事業対象者に該当する基準

① 質問項目No1～20項目のうち10項目以上に該当
② 質問項目No6～10項目のうち3項目以上に該当
③ 質問項目No11～12の2項目のすべてに該当
④ 質問項目No13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 質問項目No16に該当
⑥ 質問項目No18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 質問項目No21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

## (参考)介護予防ケアマネジメントについて

日常生活で困りごとがある高齢者が、総合事業対象者と判定されると、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが、本人の自宅等を訪問し、本人や家族から、利用者の身体の状態や環境、生活の困りごとなどを聞き取って課題を分析します。そして、本人の興味・関心や生活上の困りごとを把握したうえで、本人の「したい」「できるようになりたい」と思う具体的な生活を実現するため、本人に適した生活上の「目標」を設定し、その目標を達成するための支援を利用者・家族と一緒に検討し、支援計画（ケアプラン）を作成します。

こうした利用者・家族へのアプローチと本人の自立に至るまでの支援を「ケアマネジメント」と言い、ケアマネジメントで作成されたケアプランに基づいてサービス等の利用が開始されます。



## 滋賀県草津市

草津市役所 健康福祉部 長寿いきがい課  
〒525-8588  
滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話: 077(561)2372

FAX: 077(561)6780

電子メール: [choju@city.kusatsu.lg.jp](mailto:choju@city.kusatsu.lg.jp)

